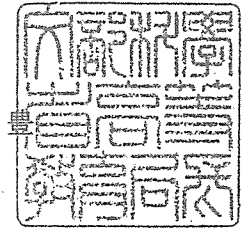


29 文科高第 22 号
平成 29 年 4 月 5 日

各 都 道 府 県 知 事 部 局
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
附 属 高 等 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 御 中
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体

文部科学省高等教育局長
常 盤



(印影印刷)

独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実について (通知)

独立行政法人日本学生支援機構 (以下「機構」という。) が実施する大学等奨学金事業の充実については、平成 29 年 1 月 6 日付け高等教育局学生・留学生課事務連絡「独立行政法人日本学生支援機構が実施する平成 29 年度以降の大学等奨学金事業について」及び平成 29 年 2 月 1 日付け高等教育局学生・留学生課事務連絡「独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金に関する概要について」にてお知らせしたとおり、平成 29 年度予算政府案において、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業に給付型奨学金の創設等が盛り込まれ、機構において制度実施の準備を進めていたところです。

このたび、平成 29 年 3 月 27 日に平成 29 年度予算が成立するとともに、同月 31 日に独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案が成立し、給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充など、機構が実施する大学等奨学金事業の充実が図られることとなりました。

このことを受け、別添 1 のとおり、新学期を迎えるに当たり、大学や専修学校等への進学を目指す生徒や保護者、学校関係者の方々に向けて、奨学金制度の充実に関する松野文部科学大臣からのメッセージがありますのでお知らせします。

なお、平成 29 年度以降の奨学金の新制度については、機構より別添 2 のとおり高等学校等に通知を発出しています。

都道府県知事部局におかれては、所管又は所轄の高等学校及び高等課程を置く専修学校に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会並びに所管又は所轄の高等学校及び高等課程を置く専修学校に対して、附属高等学校を置く国立大学法人におかれては、管下の附属高等学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校に対して周知願います。

〔 本件連絡先：高等教育局 学生・留学生課 奨学事業係
TEL：03-5253-4111 (内線：2521) 〕